

令和7年版

袖ヶ浦の環境

袖ヶ浦市

は　じ　め　に

袖ヶ浦市では、自然環境と生活環境との調和を図るとともに、気候変動やエネルギー問題等の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境施策の最上位計画となる「第2次袖ヶ浦市環境基本計画」を策定し、「みんなでつくる豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち袖ヶ浦」の実現を目指しています。

本書は、令和6年度の本市における環境の状況並びに環境対策などについて、その概要をまとめたものであり、市民の皆様一人ひとりに、袖ヶ浦の環境の現状をご理解いただくとともに、環境問題を身近な課題と感じていただき、環境保全に取り組む契機としていただければ幸いに存じます。

環境保全都市宣言

私たちは、きれいに澄んだ小川、さわやかな青空、野や山の緑、このような美しい自然に囲まれ、都市としての機能の充実した生活環境のなかで、うるおいとやすらぎのある、快適な生活が送れるまちに住みたいと願う。

近年のめざましい産業の発展と都市化の進展は、より高度な文化的な生活など、私達の市民生活に大きな恩恵をもたらした。

一方、市民の快適な環境に対する志向が高まり自然と調和のとれた質の高い生活環境の整備が重要となってきている。

今や環境問題は、一個人一地域の問題にとどまらず、宇宙船地球号の中で私たちは地球的規模で考えた行動が求められている。

このため、行政、市民及び事業所が一体となり自らの手で豊かな自然環境を保全し、快適な生活環境を創造するため、市制施行の年にあたり、次の目標を掲げ、市民の総意としてここに袖ヶ浦市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

- 1 地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる
- 1 きれいな水を、守り育てる
- 1 きれいな空気を、守り育てる
- 1 美しい緑を、守り育てる
- 1 安らぎのある街並みを、守り育てる
- 1 リサイクル社会を目指し、環境を守り育てる

平成3年6月14日

袖ヶ浦市



袖ヶ浦市カーボンニュートラル宣言

私たちの住む袖ヶ浦は、古くから自然に囲まれ、海や大地の恵みを受けながら人々は生活してきました。

また、この50年間、臨海部の埋立てにより日本経済を支えるエネルギーを生み出し、美しい緑の山河と近代工業地帯を併せ持つ都市として発展するとともに、東京湾アクアライン着岸地に近接した地理的特性を生かしたまちづくりにより成長してきました。

一方で、私たちが生きている地球は、近年、大規模な自然災害が頻発するなど、気候変動はもはや「気候危機」とも言うべき深刻な状況になっています。

本市においても、暴風・豪雨を伴う台風による被害や、酷暑・暖冬などが、市民生活に大きな影響を及ぼしています。

気候変動の要因である地球温暖化を防止するため、私たち一人ひとりが、温室効果ガスの削減に向けて行動しなければなりません。同時に、県内有数の産業都市として、環境と経済の好循環をもたらすものでなくてはなりません。

本市は、快適で安心な暮らしを次世代へとつなぐとともに、2050年カーボンニュートラルの実現を図るため、経済の発展や質の高い市民生活を維持しつつ、地球温暖化の主要因である温室効果ガス排出量の削減と、各分野における効果的な気候変動適応策の推進について、市民・事業者・市といたったあらゆる主体が一体となって全力で取り組むことを宣言します。

2024年3月22日

袖ヶ浦市長

粕谷智浩



目次

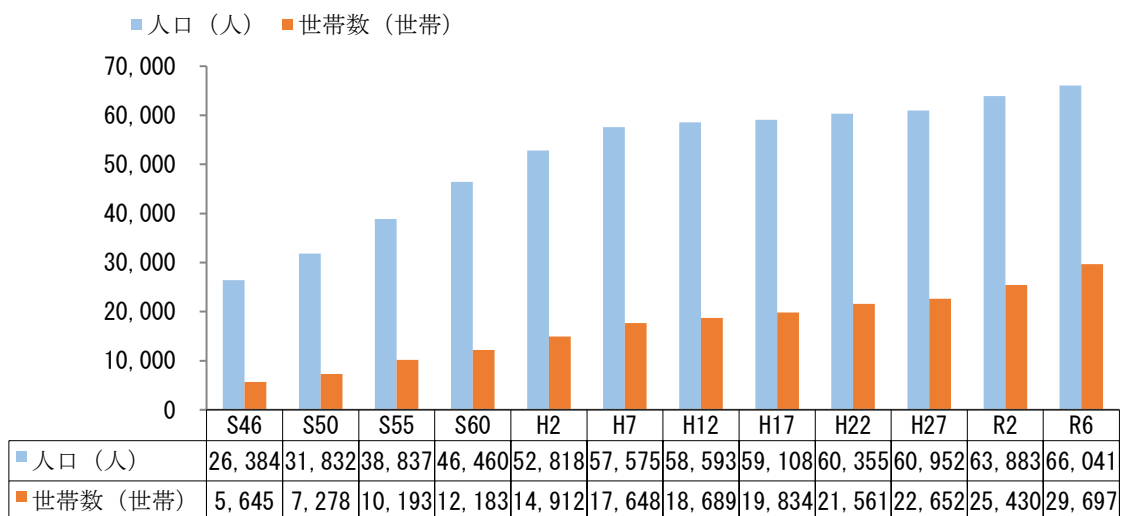
1. 袖ヶ浦市の概況	1
2. 環境問題の動向	3
(1) 国の動向	3
(2) 市の動向	4
(3) 本書の目的	5
3. 環境の現状と対策(環境施策の推進状況)	6
3-1. 自然環境の保全 ～豊かな自然と共生するまち～	6
(1) 水とみどりの保全	6
(2) 生物多様性の保全	7
(3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策	8
3-2. 環境保全対策 ～快適で安全に生活できるまち～	9
(1) 大気環境の保全	9
(2) 水質・土壌・地盤環境の保全	14
(3) 騒音・振動・悪臭の防止	18
(4) 有害化学物質・放射性物質への対策	20
(5) 再生資源物の屋外保管事業場に対する取組	22
(6) 公害苦情	23
3-3. 地球温暖化対策 ～地球環境を思いやるまち～	24
(1) 再生可能エネルギー等の活用	24
(2) 温室効果ガスの削減	26
(3) 気候変動による影響への適応策の推進	26
3-4. 廃棄物対策 ～環境にやさしい循環型社会を形成するまち～	27
(1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化	27
(2) 廃棄物等の適正処理の推進	32
(3) 廃棄物の不法投棄への対策・ポイ捨てへの対策	40
(4) 建設発生土・再生土への対策	41
3-5. 環境啓発 ～市民参加による環境保全活動を推進するまち～	42
(1) 環境に関する情報発信	42
(2) 環境学習・環境教育の推進	42
(3) 協働による環境保全活動の推進	43
(4) 市民等による環境保全活動への支援	43
◆ 補助金制度 ◆	44

1. 袖ヶ浦市の概況

人口・面積等

人 口	令和7年4月1日現在	国勢調査 (令和2年10月1日[確報値])
	65,980人 男 33,453人 女 32,527人	63,883人 男 32,214人 女 31,669人
世 帯 数	30,040世帯	25,321世帯
産 業 別 人 口 (令和2年国勢調査)	第一次産業 1,104人 (3.6%) 第二次産業 7,941人 (26.5%) 第三次産業 20,080人 (67.0%) 分類不能 832人 (2.7%)	
地 勢	面 積 94.82km ² 周 囲 84.5km 海岸線 28.7km 広 ぼう 東西 14.0km、南北 13.5km	
市 役 所 の 位 置	東経 139度57分27秒 北緯 35度25分36秒	
環境保全都市宣言	平成3年3月15日採択、同年6月14日宣言	
ゼロカーボンシティ宣言	令和6年3月22日宣言	
姉 妹 都 市	イタジャイ市(ブラジル連邦共和国・サンタカタリーナ州) 昭和54年1月31日締結	

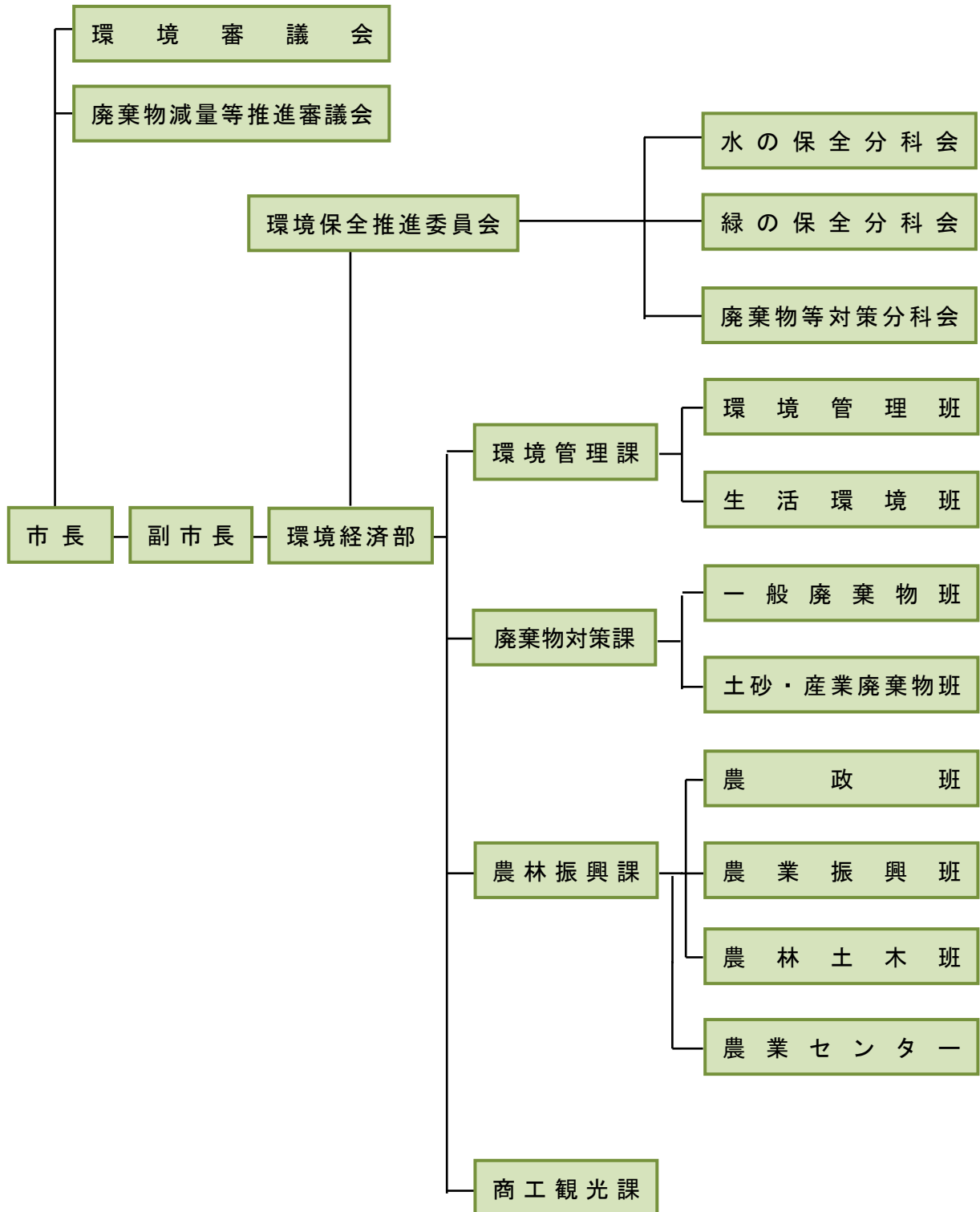
人口・世帯数推移



※S46は10月末日現在、R6は4月1日現在の人口
 ※それ以外は国勢調査による人口

環境行政組織図

令和7年4月1日現在



2. 環境問題の動向

(1) 国の動向

環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもので、令和6年（2024年）5月に閣議決定された「第6次環境基本計画」では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げるとともに、現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

計画では、環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための横断的な6つの戦略として、①「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築、②自然資本を基盤として国土のストックとしての価値の向上、③環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり、④「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現、⑤「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装、⑥環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献、を設定するとともに、個別分野の重点的施策として、①気候変動対策、②循環型社会の形成、③生物多様性の確保・自然共生、④水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理、⑤基盤となる施策、⑥東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応、を着実に推進するとしています。

また、循環型社会形成推進法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和6年（2024年）8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題とし、2030年（令和12年）度を目標年次として、循環型社会の全体像に関する指標として、物質フロー指標及び取組指標について数値目標を設定しています。

さらに、日本は、2021年4月、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画として令和7年（2025年）2月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、さらに2035年度・2040年度においてそれぞれ60%・73%削減を目指すとして、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくとしています。

（２）市の動向

本市では、温暖な気候の下、古くから農水産業を中心に人々の生活が営まれ、昭和３０年には、臨海部で国営長浦干拓事業が実施されるなど特に農業が盛んでした。

昭和４０年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しましたが、この過程で大気や水の汚染などによる生活環境の悪化、宅地開発などによる身近な自然の改変、貴重な動植物の消失等が問題となりました。

市では、主要事業者との環境保全のための協定の締結や、環境条例・各種法律による公害防止対策を進めるとともに、緑の保全及び推進に関する条例などを制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきた結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護について一定の成果を収めてきました。

一方で、人口の増加に伴い、市北西部を中心に都市化が進行し、生活スタイルの変化等が進んだ結果、近年の環境問題は、生活による環境への負荷の割合が大きくなっており、自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化によって、在来の動植物の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加等が身近な環境問題となっています。

そのような中、市は、平成１１年（１９９９年）に「袖ケ浦市環境条例」を制定するとともに、条例に基づき環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「環境基本計画」を策定しており、令和２年（２０２０年）３月に策定した「第２次袖ケ浦市環境基本計画」では、市が目指す環境像を「みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ケ浦」とし、実現に向けて５つの基本目標を設定し、様々な環境施策を実施しています。

また、私たちが生きている地球は、近年、大規模な自然災害が頻発するなど、気候変動はもはや「気候危機」ともいうべき深刻な状況にあり、本市においても、暴風・豪雨を伴う台風による被害や、酷暑・暖冬などが、市民生活に大きな影響を及ぼしています。

気候変動の要因である地球温暖化を防止するため、市は、令和６年（２０２４年）３月に、快適で安心な暮らしを次世代へつなぐとともに、２０５０年カーボンニュートラルを目指す「袖ケ浦市カーボンニュートラル宣言」を表明するとともに、同年６月に策定した「袖ケ浦市地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と、現在生じており又は将来予測される気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」について、市民・事業者・市の各主体が参加・連携し総合的かつ計画的に推進するとしています。

(3) 本書の目的

令和2年3月に策定した「第2次袖ヶ浦市環境基本計画」では、基本目標のひとつである「市民参加による環境保全活動を推進するまち」の基本施策として「環境に関する情報発信」を挙げています。

本書は、持続可能な社会づくりに向けた環境に関する情報発信として、市の環境に関する状況を、広く市民・事業者提供することを目的としています。

次章の「環境の現状と対策」では、環境基本計画における基本施策ごとに推進状況を示しています。

第3章 計画の目標

第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像

みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

第2節 基本目標

- ・ 豊かな自然と共生するまち
- ・ 快適で安全に生活できるまち
- ・ 地球環境を思いやるまち
- ・ 環境にやさしい循環型社会を形成するまち
- ・ 市民参加による環境保全活動を推進するまち

第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向

みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

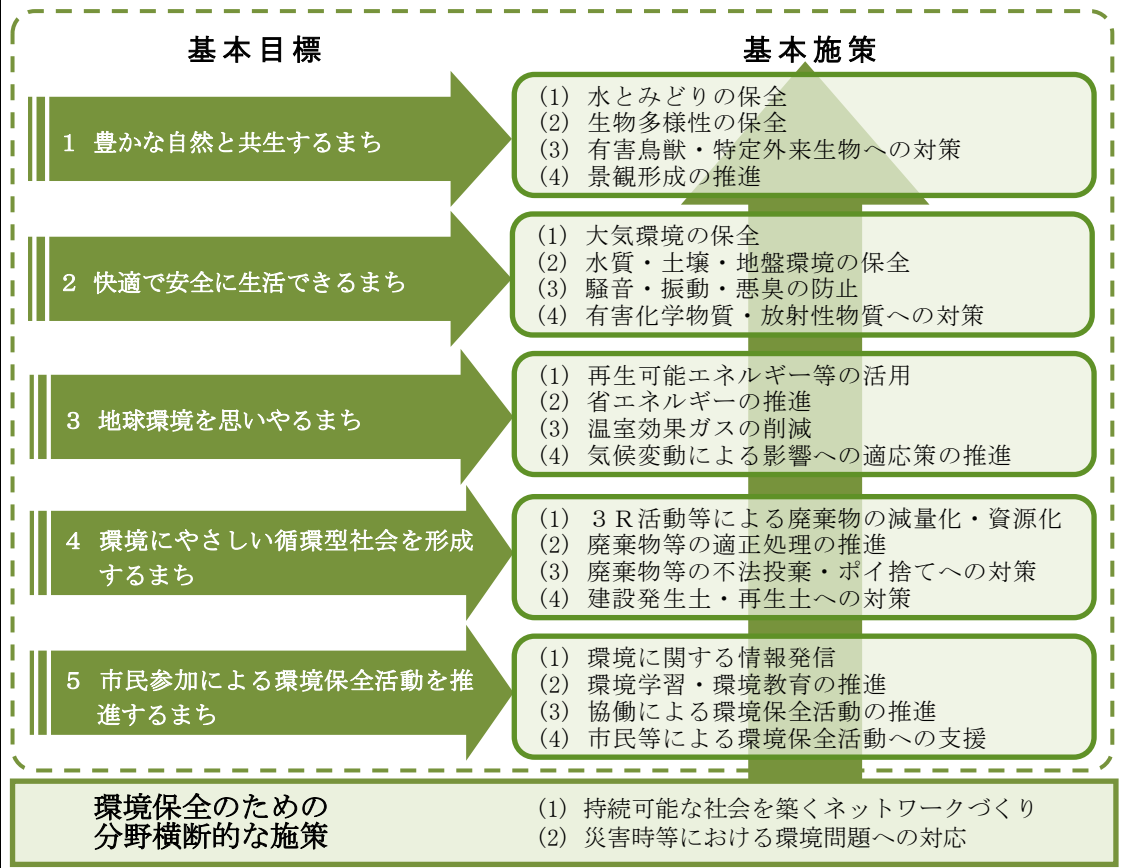


図 第2次袖ヶ浦市環境基本計画の構成(抜粋)

3. 環境の現状と対策(環境施策の推進状況)

3-1. 自然環境の保全 ～豊かな自然と共生するまち～

(1) 水とみどりの保全

本市では、美しい緑を守り育て、安らぎのある街づくりを目指し、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として、「袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例」を定め、市民や事業者の協力のもと、緑の確保及び推進に努めています。

ア 蔵波小鳥の森

蔵波小鳥の森は蔵波八幡神社裏手の高台にあり、晴れた日には眼下に長浦駅前の市街地、工場地帯、青く輝く東京湾を見下ろせ、ウグイス・メジロ・ヒヨドリなどがやってきます。

市街地に残された貴重な樹林を残すため、自然林を保存しながら、小鳥たちのために水呑場、砂遊び場、巣箱、餌台を設け、定期的に管理しています。



写真 蔵波小鳥の森

イ しいのもり

椎の森工業団地内の約21haの自然環境保全緑地を「しいのもり」と称し、自然観察などの体験が出来るよう、一般開放しています。

ボランティアにより毎月2回、午前中の2時間程度の軽作業により維持管理活動を実施しており、毎回25名程度の参加者により、刈払機を用いた下草刈り、散策路の整備、湿地・水路の整備、ごみの撤去などを実施しています。



写真 しいのもりボランティア作業の様子

ウ 保存樹木・樹林

市街地に残された貴重な自然を残すため傾斜地の樹林や、高さが15メートル以上で樹容の優れた樹木を指定し、その保全等に要する費用の一部を助成しています。

保存樹木 177本 保存樹林 84,342㎡(令和7年3月末現在)

エ 緑化協定

一定規模以上の開発や事業所の建設時に緑化協定等の締結をお願いしており、その総面積は約210ヘクタールに達しています。

三者協定(県・市・事業所) 72事業所

二者協定(市・事業所) 129事業所(令和7年3月末現在)

(2) 生物多様性の保全

「千葉県レッドデータブック」によると、動物、植物ともに掲載された絶滅の恐れのある野生生物の種類は増加しており、野生生物の状況は厳しいものとなっています。

生物多様性の推進を図るためには、生物多様性に関する普及啓発のみならず、多様な生物が生息できる場を整備するとともに、市内各地区の生物の生息状況を把握する必要があります。

A 希少な野生生物の保護

市の管理地において、開発等により生息地を追われた希少な野生生物の保護を、ボランティアの方々の活動により行っています。

繁殖の時期に合わせて、有害鳥獣等からの食害を防ぐための電気柵の設置や、一時的な保護を行い、生存数の維持に努めています。



写真 トウキョウサンショウウオ



写真 生物多様性ちば
ニュースレター

イ 鳥獣保護

有害鳥獣であっても、全ての鳥獣は「鳥獣の保護及び管理に関する法律」により保護される対象となるため、むやみに捕獲・駆除を行うことはできません。

捕獲には県の許可が必要であり、捕獲方法、時期、場所等を守る必要があります。

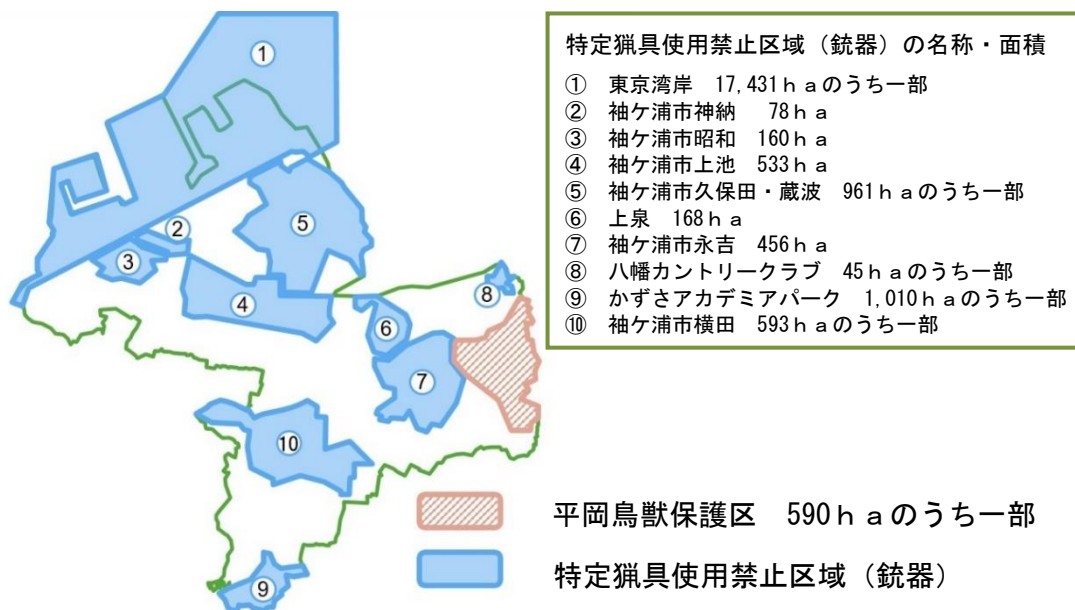


図 鳥獣保護区等区域図（令和6年度）

(3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策

市の内陸部においては、イノシシをはじめとした有害鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が多く発生しており、捕獲頭数も増加傾向にあります。

これまでも「袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画」により、有害鳥獣の駆除、防護柵の設置、捕獲従事者の確保等の必要な対策を講じているものの、有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しており、また、捕獲の担い手となる人材が高齢化により不足するため、新たな人材の確保・育成が必要となります。

ア 有害鳥獣等の駆除

市内でアライグマ・ハクビシンによる農作物被害が発生していることから、継続的に駆除を行っていますが、駆除個体数は増加傾向にあるとともに生息域も市街地周辺にも拡大してきています。

アライグマ等は雑食性動物のため、生ごみや果実が実った状態の果樹を放置しないよう注意する必要があります。

また、古い木造家屋等（神社、寺院、空家）の屋根裏などに住み着き繁殖するため、隙間を塞ぐなどの対策も重要です。

表 有害鳥獣年度別駆除個体数（アライグマ・ハクビシン合計）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
頭数	115	168	177	261	250	248	347	366	336	304



写真 アライグマ



写真 ハクビシン

3-2. 環境保全対策 ～快適で安全に生活できるまち～

(1) 大気環境の保全

大気汚染の要因は、事業所から排出されるばい煙や自動車の排出ガスなどが考えられ、主要な大気汚染物質については、それぞれ環境基準が定められています。

また、大気環境の監視及び発生源である事業所の排出ガスの調査を実施しています。

ア 監視体制

本市では、7箇所の大気環境測定局をテレメータシステムで結ぶことにより、大気汚染物質等の常時監視を行っています。また、ダイオキシン類などの有害物質については定期的にモニタリング調査を行っています。



写真 大気環境常時監視測定局

表 大気環境測定局・監視項目一覧（令和7年3月31日現在）

区分	測定局名	常時監視項目										モニタリング調査項目	
		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	温度湿度	降雨量	ダイオキシン類	ベンゼン等※
一般環境測定局	坂戸市場		○	○		○	○	○	○	○			
	長浦	○	○	○		○	○	○	○			○	○
	代宿		○	○		○			○	○	○		
	三ツ作		○	○		○			○				
	横田	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
自動車排出ガス測定局	福王台	○	○		○	○			○		○		
	大曽根				○		○		○				

※ベンゼン等・・・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質

イ 大気環境の現況

表 令和6年度市内大気環境の環境基準達成状況

測定項目	達成状況		基準等
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価	○ 測定3局中全局	日平均値の2%除外値が0.040ppm以下で、かつ、日平均値が0.040ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的評価	○ 測定6局中全局	1日平均値のうち、低い方から98%相当が0.060ppm以下
光化学オキシダント (O ₃)	環境基準	× 測定5局中0局	1時間値 0.060ppm以下
一酸化炭素 (CO)	長期的評価	○ 測定2局中全局	日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	○ 測定6局中全局	日平均値の2%除外値が0.100mg/m ³ 以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m ³ を超えた日が2日以上連続していない測定局
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	長期的評価	○ 測定3局中全局	1年平均値が15μg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下
有害大気汚染物質 (ベンゼン等)	環境基準	○ 測定2地点中全地点	1年平均値 3μg/m ³ 以下
ダイオキシン類	環境基準	○ 測定2地点中全地点	1年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

(ア) 二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄酸化物 (SO_x) の代表的な成分で、石油や石炭を燃焼させると含有する硫黄分が空気中の酸素と化合して発生します。排出規制の強化や低硫黄燃料の使用を進めてきた結果、長らく低濃度を維持しており、令和6年度は全測定局において環境基準（長期的評価）を満たしています。

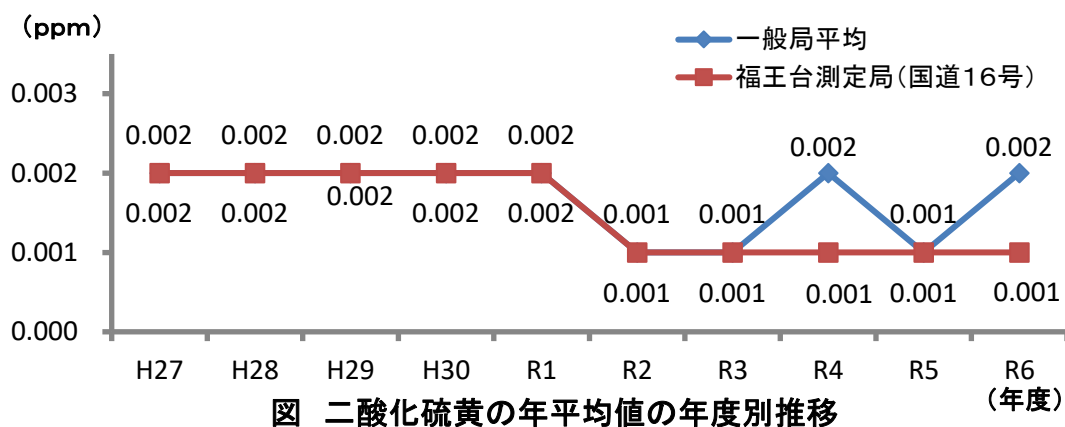


図 二酸化硫黄の年平均値の年度別推移

(イ) 二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物 (NO_x) の代表的な成分で、主に事業所や自動車から発生しますが、都市部ではビルなどで使用する小型ボイラーや家庭の厨房からの総排出量も無視できないものになっています。

令和6年は全測定局において、環境基準（長期的評価）を満たしています。

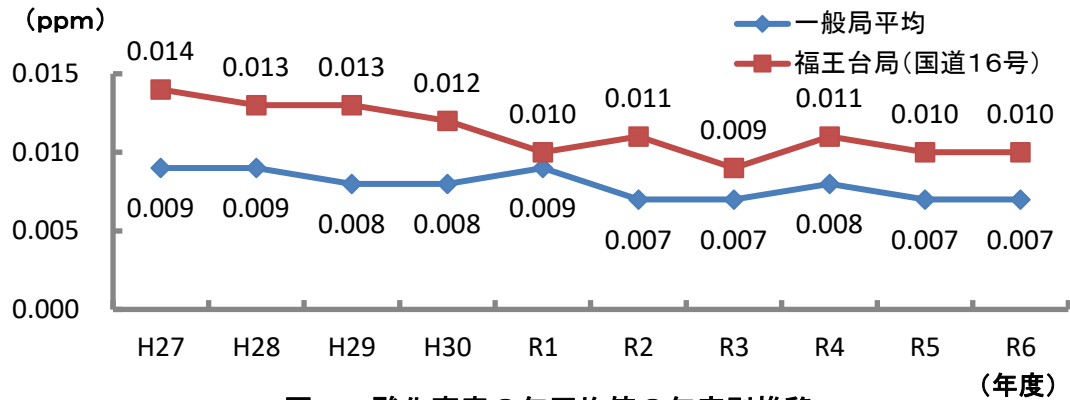


図 二酸化窒素の年平均値の年度別推移

(ウ) 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダント (O_x) は、窒素酸化物と炭化水素などが太陽からの紫外線による光化学反応によって生成される物質で、春から夏にかけて日射量が高く、高温・風向などの条件が重なり、光化学オキシダント濃度が局地的に高くなります。

また、光化学オキシダント濃度が一定値を超えたときに、光化学スモッグ注意報が発令されます。

令和6年度は全局で環境基準未達成であり、光化学スモッグ注意報は6日発令されました。

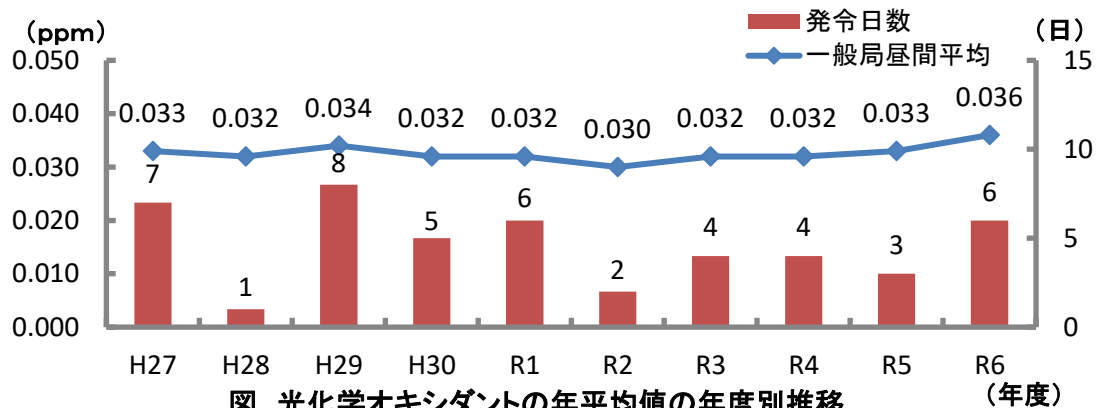


図 光化学オキシダントの年平均値の年度別推移
及び光化学スモッグ注意報等発令日数

(エ) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素 (CO) は、炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生するもので、自動車为主要な発生源となっており、館山道及び国道16号の2箇所の自動車排出ガス測定局で測定しています。

令和6年度は両局とも環境基準（長期的評価）を満たしています。

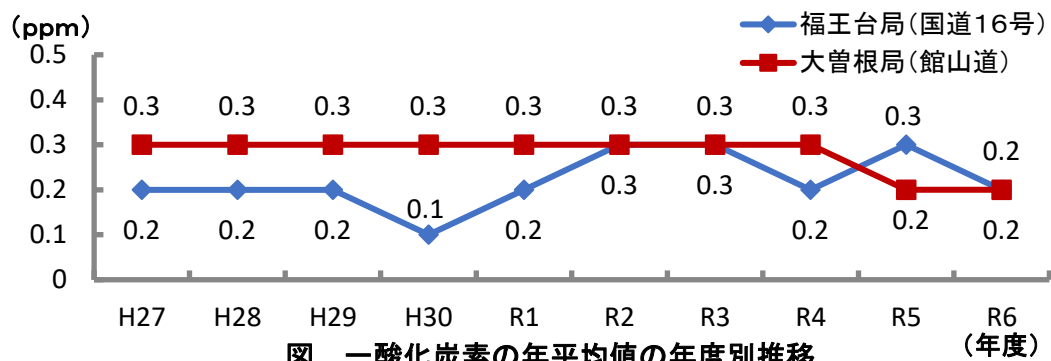


図 一酸化炭素の年平均値の年度別推移

(オ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質 (SPM) は、大気中の浮遊粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル=1/1000 ミリメートル) 以下のものを指し、事業所や自動車の排出ガスのほか、土壌の舞い上がりなどの自然現象によっても発生します。

排ガス規制により年々全国的に減少傾向にあり、本市においても同様に減少傾向にあります。

令和6年度は全測定局において環境基準 (長期的評価) を満たしています。

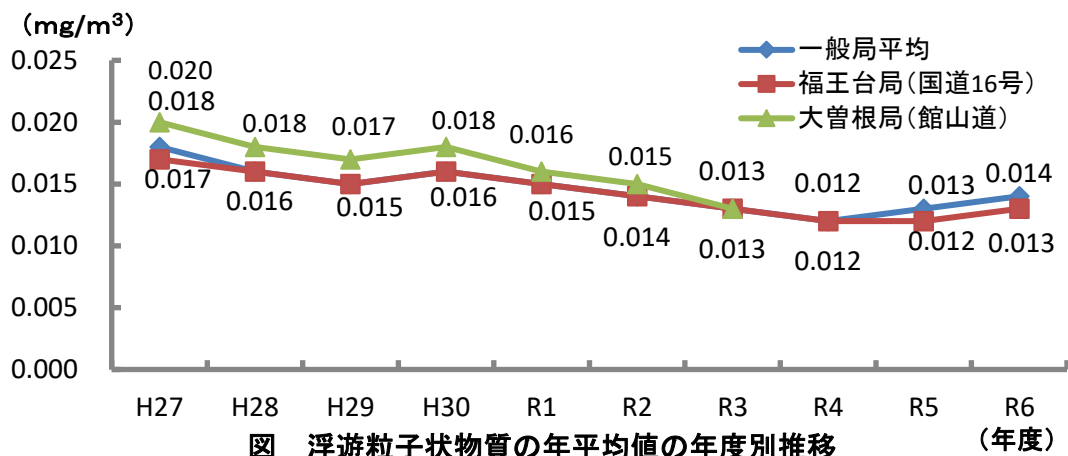


図 浮遊粒子状物質の年平均値の年度別推移

(カ) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

SPMに比べ、さらに細かい粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子を微小粒子状物質といい、小さな粒子が肺の奥深くまで入りやすく、様々な健康影響の可能性が懸念されます。

令和6年度は全測定局において環境基準 (長期的評価) を満たしています。

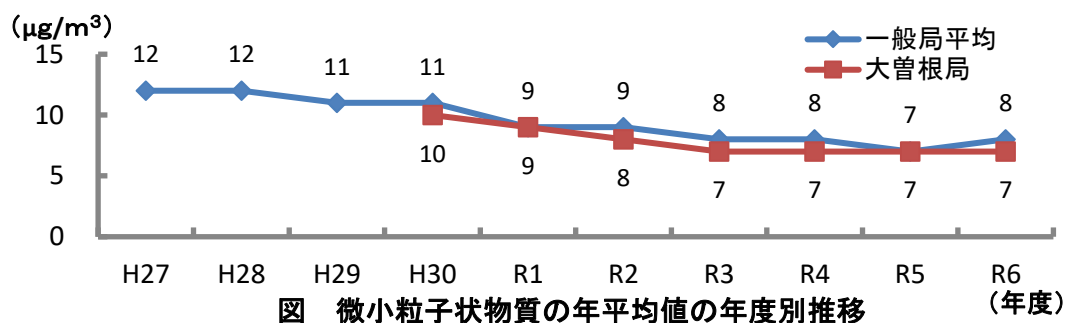


図 微小粒子状物質の年平均値の年度別推移

(キ) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがあるとして指定された物質のことで、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンがあります。

令和6年度の調査（年12回）は、環境基準を達成しています。

表 有害大気汚染物質測定結果（令和6年度平均値） 単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

	長浦(県測定※)	横田(市測定)	環境基準
ベンゼン	1.4	0.68	3
トリクロロエチレン	0.24	0.13	130
テトラクロロエチレン	0.063	0.012	200
ジクロロメタン	1.2	0.94	150

※県測定は令和5年度データ

(ク) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、人の生命及び健康に重大な影響を与える物質として基準が設けられています。

令和6年度のモニタリング調査（年2回）では環境基準を達成しています。

表 一般大気環境中のダイオキシン類測定結果（令和6年度平均値） 単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

	長浦	横田	環境基準
ダイオキシン類	0.0098	0.012	0.6

ウ 発生源監視

環境の保全に関する協定締結工場等のばい煙発生施設のうち、3社の煙道をテレメーターシステムで結び、硫黄酸化物排出量、窒素酸化物排出量などを監視しています。

野外での焼却行為は禁止されています。

- 慣習行事等の一定の例外を除いて野外での焼却行為は法律で禁止されています。
- 構造基準に適した焼却炉以外で廃棄物を焼却することはできません。

(2) 水質・土壌・地盤環境の保全

本市は、北部に海域として東京湾があり、市域には小櫃川、浮戸川等の11の河川が流れており、継続的に水質の監視を行っています。市内公共水域の水質は、概ね良好ですが、一部の海域、河川においては、やや汚れが見られる状態にあります。

市では、生活排水対策として、公共下水道や農業集落排水の供用による水洗化に取り組むとともに、供用区域外についても浄化槽の高度処理化を促進することで、公共水域への負荷軽減を図っています。

また、発生源対策として、環境の保全に関する協定に基づき、一定規模以上の排水がある事業者に対し、排水の水質について立入調査を実施しています。

土壌・地盤環境の保全については、県と連携し、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を実施しています。

ア 水環境の監視体制

(ア) 環境測定

公共用水域における水質等の監視をするため、2級河川の小櫃川、浮戸川等の11中小河川、4湖沼及び海域について調査を行っています。

また、千葉県と協力し、市内における地下水汚染調査を行っています。



写真 採水の様子

表 令和6年度環境測定実施状況一覧表

調査事業名等			調査地点数		調査回数（回／年）	
公共水域水質等調査	小櫃川	水質（生活環境項目）	2		12	
		水質（健康項目）	1	（1）	2	（2）
		底質	1	（1）	1	（1）
		魚体	1		1	
	海域	水質（生活環境項目）	4		6	
		水質（健康項目）	4		1	
		底質	18	（2）	1	（1）
	湖沼	水質（生活環境項目）	4		1	
	中小河川	水質（生活環境項目）	20	（2）	4	（1）
		水質（健康項目）		（2）		（1）
地下水汚染調査（千葉県実施）			2		1	

()内はダイオキシン類

(イ) 工場・事業場の排水の指導

環境の保全に関する協定に基づく指導などにより、工場・事業場の排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図っています。また、環境の保全に関する協定締結工場に対して立入調査を行い、排出基準の遵守状況を確認しています。

令和6年度は、22事業所について検査した結果、すべての事業所において排出基準の超過はありませんでした。

(ウ) ゴルフ場等の農薬

ゴルフ場等における農薬使用に伴う汚染については、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等の27項目について年1回、4地点（3ゴルフ場、1レジャー施設）での調査を行っています。

令和6年度は、すべてのゴルフ場等において、環境省の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針値」の超過はありませんでした。

イ 水環境の現況

(ア) 河川

本市を含め、近隣市の水道水源として使われている小櫃川は良好な水質を維持していますが、一部の水域で生活排水等による汚濁が見られました。

表 令和6年度市内河川の環境基準達成状況

測定項目	達成状況	判定	基準等
水素イオン濃度(pH)	2地点中全地点	○	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	2地点中全地点	○	3 mg/L 以下(75%水質値)
浮遊粒子状物質(SS)	2地点中全地点	○	25 mg/L 以下
溶存酸素量(DO)	2地点中全地点	○	5 mg/L 以上
大腸菌数	2地点中全地点	△	1000 CFU/100mL 以下

○：期間中12回の調査において、すべて基準を満たす

△：期間中12回の調査において、一部基準を超過

×：期間中12回の調査において、すべて基準を超過

※BODのみ、調査結果を数値順に並べた中で、下から9番目(75%)の数値が評価基準となる(75%水質値)

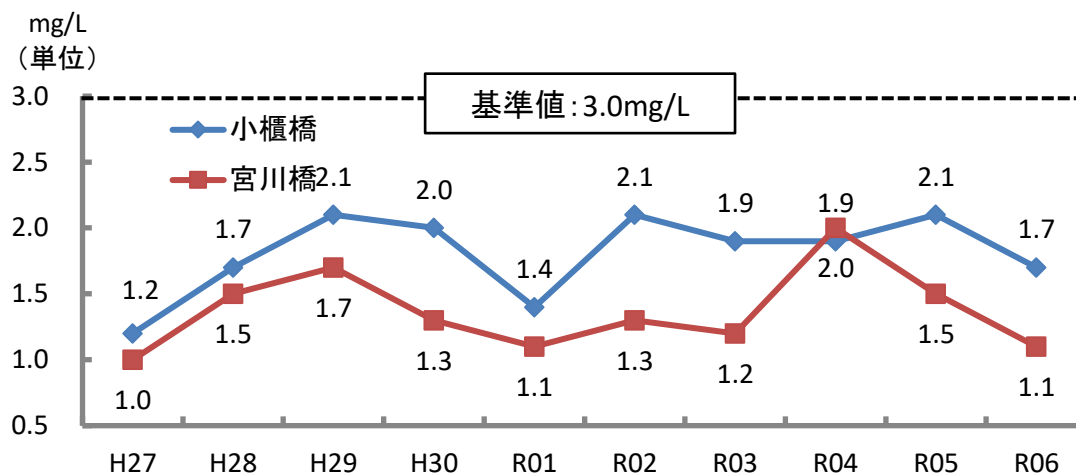


図 小櫃川BOD75%値経年変化グラフ

(イ) 海域

本市地先の海域は、公共水域の水質環境基準の水域類型として、市西部の海域がB類型、市東部の海域がC類型として指定されています。水質の現況については、下水道の整備等が進むことにより改善傾向にありますが、化学的酸素要求量(COD)について、B類型ではいまだ環境基準を達成できていません。

表 令和6年度市内海域の環境基準達成状況

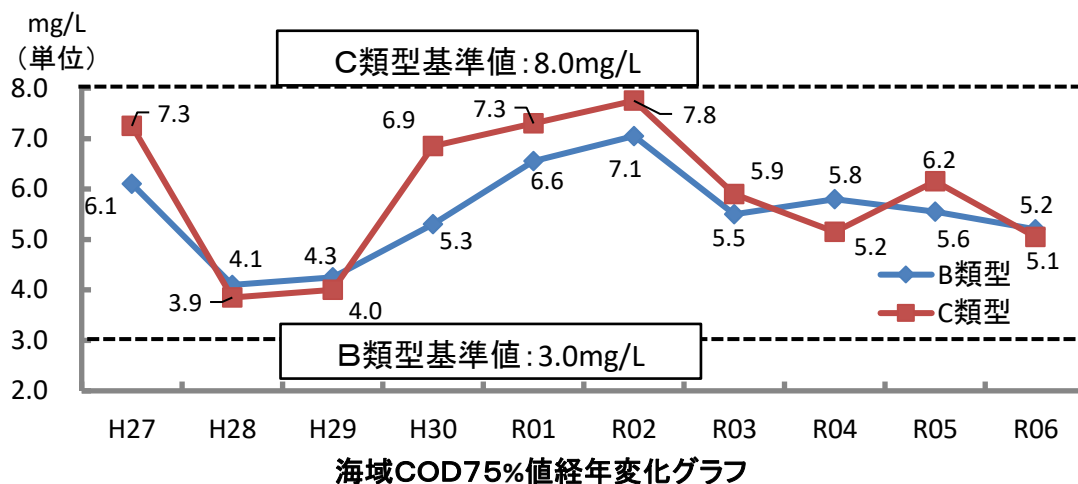
類型	測定項目	達成状況	判定	基準等
B類型	水素イオン濃度(pH)	2地点中0地点	△	7.8以上 8.3以下
	化学的酸素要求量(COD)	2地点中0地点	×	3 mg/L 以下(75%水質値)
	溶存酸素量(DO)	2地点中1地点	△	5 mg/L 以上
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	2地点中全地点	○	検出されないこと
	全窒素	2地点中0地点	△	0.6 mg/L 以下
	全りん	2地点中0地点	△	0.05 mg/L 以下
C類型	水素イオン濃度(pH)	2地点中0地点	△	7.0以上 8.3以下
	化学的酸素要求量(COD)	2地点中全地点	○	8 mg/L 以下(75%水質値)
	溶存酸素量(DO)	2地点中全地点	○	2 mg/L 以上
	全窒素	2地点中全地点	○	1 mg/L 以下
	全りん	2地点中全地点	○	0.09 mg/L 以下

○：期間中6回の調査において、すべて基準を満たす

△：期間中6回の調査において、一部基準を超過

×：期間中6回の調査において、すべて基準を超過

※CODのみ、調査結果を数値順に並べた中で、下から5番目(75%)の数値が評価基準となる(75%水質値)



※系列の数値については測定地点ごとの75%値を平均したもの

(3) 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動・悪臭は、私たちの生活に最も身近な公害の一つで、発生源も工場や建設作業場、自動車、一般家庭に至るまでさまざまです。

騒音・振動・悪臭は感覚公害といわれ、同じ音や振るえ、臭いでも、気になるという人もいれば、気にならないという人もいるなど極めて心理的、感覚的な面をもっており、またそのときの心理状態や環境により感じ方も変わってくるのが特徴です。

工業・畜産業・農業ともに盛んな本市では、多様な発生源を有しているため、感覚公害による苦情は例年数多く寄せられます。

ア 騒音の監視体制

自動車騒音の常時監視は、市内にある2車線以上を有する国道および県道と4車線以上の市道について、一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について騒音レベルを推計することで環境基準を達成する戸数および割合を把握する面的評価という手法で行います。

本市では、5年間で対象となる国道、県道および市道について監視する路線区間のローテーションを組んで自動車騒音の常時監視を実施しています。

令和6年度は、一般国道16号他3地点について騒音測定を実施し、その結果を踏まえて5区間の面的評価を行いました。その結果、市内全体の評価区間内の住居のうち98.2%において昼夜ともに環境基準を満たしていました。

表 騒音の測定結果

単位：dB

番号	路線名	区間番号	測定場所	時間区分	測定結果
1	一般国道16号	12110	袖ヶ浦市 福王台2丁目	昼間	73
				夜間	68
2	上高根北袖線	63010	袖ヶ浦市 川原井	昼間	69
				夜間	61
3	上高根北袖線	63020	袖ヶ浦市 代宿	昼間	72
				夜間	65

※昼間の時間帯は、6時～22時、夜間の時間帯は22時～6時。

表 道路騒音の面的評価結果（令和6年度）

番号	路線名	区間番号	評価対象数(戸)	昼夜ともに基準以下(戸)	達成割合(%)
1	一般国道16号	12100	1	0	0.0
2	一般国道16号	12110	635	573	90.2
3	袖ヶ浦停車場線	61940	97	96	99.0
4	上高根北袖線	63010	35	28	80.0
5	上高根北袖線	63020	41	35	85.4

表 道路騒音の面的評価結果（令和6年度）

道路種別	評価対象数(戸)	昼夜ともに 基準以下(戸)	達成割合(%)
評価区間(全体)	3, 948	3, 875	98.2
近接空間	1, 500	1, 450	96.7
非近接空間	2, 448	2, 425	99.1

イ 悪臭の監視体制

事業所から発生する臭気については、環境の保全に関する協定により、煙突等の排出口と敷地境界の臭気濃度（臭気指数）が定められており、市では環境保全協定に基づく立入調査を実施しています。

また、臨海部に隣接する住宅地でも臭気測定を実施しています。

表 令和6年度臭気測定結果（発生源測定）

事業場数	調査結果（協定に基づく臭気指数）
6事業場	超過地点なし

表 令和6年度臭気測定結果（一般環境測定）

	臭気濃度	特定悪臭物質濃度
調査地点数	1地点	1地点
調査結果	超過地点なし	超過項目なし

環境ひとくちメモ

【デシベル（dB）】

騒音や振動の大きさを表す単位として用いられます。

表 音と振るえのめやす

デシベル (dB)	騒音の例	振動の例
20	木の葉の触れ合う音、置き時計の秒針の音（前方1m）	
30	郊外の深夜、ささやき声	
40	図書館、静かな住宅地の昼	常時微動
50	静かな事務所	人体に感じない程度
60	静かな乗用車、普通の会話	静止している人だけに感じる
70	騒々しい事務所内、騒々しい街頭	大勢の人に感じ、戸や障子がわずかに動く
80	地下鉄の車内	家屋がゆれ、戸や障子がガタガタと音をたてる
90	大声による独唱、騒々しい工場内	家屋が激しくゆれ、座りの悪い物がゆれる
100	電車が通るときのガード下	
110	自動車のクラクション（前方2m）	
120	飛行機のエンジンの近く	

（４）有害化学物質・放射性物質への対策

私たちの身の回りには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、医薬品、化粧品、農薬等の数多くの製品があふれていますが、これらは全て様々な化学物質により成り立っています。

市では、ダイオキシン類などの有害化学物質のほか、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境の汚染状況を確認するため、大気中の放射線量や河川の水質中の放射性物質の測定を行っています。

ア 大気中の放射線量

学校、公園等の大気中の放射線量を継続して測定することにより、環境放射能の監視を行っています。

測定は平成23年6月から実施し、平成23年8月以降、全ての測定場所で基準値（0.23マイクロシーベルト／時）を下回ることを確認しています。

なお、平成25年度以降は基準値のほぼ半分以下の値で推移し、大きな変動も見られないことから、令和6年5月から監視体制を見直し、9箇所の地点において年4回の測定を行っています。



写真 測定の様子

表 大気中の放射線量（地上高 50cm）

単位：マイクロシーベルト／時

測定場所		100 回目 5/15	101 回目 8/19	102 回目 11/28	103 回目 2/26
小学校	昭和小学校	0.10	0.08	0.06	0.09
	奈良輪小学校	0.08	0.08	0.08	0.08
	蔵波小学校	0.06	0.05	0.07	0.08
	長浦小学校	0.07	0.06	0.08	0.08
	根形小学校	0.06	0.05	0.05	0.07
	中川小学校	0.08	0.05	0.08	0.07
	平岡小学校	0.08	0.07	0.08	0.07
公園	百目木公園	0.03	0.04	0.03	0.04
	袖ヶ浦公園	0.04	0.04	0.04	0.04

イ 公共用水域の放射性物質

浮戸川（飯富橋）、松川（花川橋）、久保田川（不渡堰付近）、鎗水川（鎗水橋）、常盤川（常盤橋）、蔵波川（上蔵波）の6つの河川では、いずれも不検出（放射性セシウム濃度1ベクレル／リットル未満）でした。

◆放射線・放射能・放射性物質

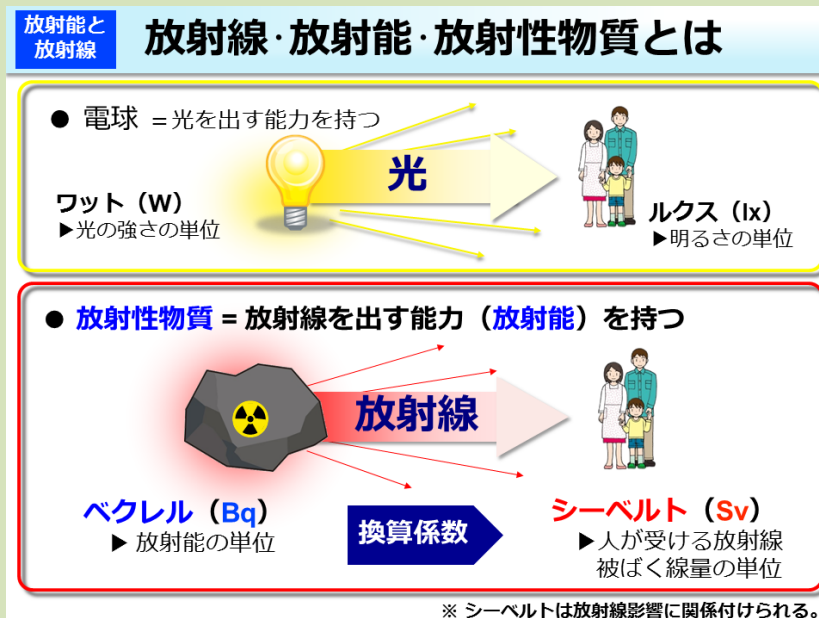
放射性物質は電球に例えることができます。

電球は光を出す能力があり、その能力を「ワット(W)」という単位で表し、その光を人が明るさとして感じる時、「ルクス(lx)」の単位で表します。

この関係を放射性物質に当てはめると、

ある岩石(=放射性物質)が放射線を出す能力があり、その能力(=放射能)を「ベクレル(Bq)」という単位で表し、その放射線を人が受ける量を「シーベルト(Sv)」の単位で表します。

どんなに明るい電球でも、電球から離れれば暗くなるのと同様に、放射性物質から離れれば放射線の強さは弱くなります。



※本ページの記述や画像は環境省ホームページから引用、参考にしています。

(5) 再生資源物の屋外保管事業場に対する取組

私たちの生活には、金属やプラスチック等でできた製品が多く存在しますが、使用を終えた際は、製品から金属などの素材を取り出し、資源として再び利用することで、限りある資源を効率的に活用する循環型社会が構築されます。

使用済みの製品のうち、廃棄物等に該当せず、資源として収集されたものを再生資源物といい、これらは廃棄物等のように法律等により保管の方法等が規定されておらず、再生資源物が屋外に一時保管される際に、再生資源物の飛散、崩落、火災等の事故の発生や、重機の稼働や再生資源物の破砕等の作業による騒音、振動、悪臭、汚水の流出等が発生し、生活や環境に悪影響を及ぼすことから、適切な保管・管理を行うための規定が必要とされていました。

市では、こうした再生資源物の屋外保管場による影響から市民生活の安全の確保と生活環境の保全のため、令和5年に「再生資源物の屋外保管に関する条例」を施行し、市内に屋外保管場を設置する場合は原則許可を必要とすることや、再生資源物の保管基準、定期的な水質検査等の実施等を定め、対策を行っています。

また、許可を得て設置されている事業場であっても、再生資源物の保管状況は日々変化することから、市職員がパトロールを実施し、直接事業場を監視しています。

表 再生資源物屋外保管事業場許可件数

年度	許可件数	備考
R 5 年度	9 件	条例施行に伴うみなし許可：9 件
R 6 年度	1 0 件	新規設置許可：1 件



写真 屋外保管場の様子
(JSP 袖ヶ浦 RC ヤード)

(6) 公害苦情

市民の最も身近な行政機関である市には、様々な苦情が寄せられます。市民から寄せられる苦情は、市内の環境状況を端的に反映する指標といえます。

本市の特徴として、大気汚染の苦情割合が高い状況となっています。

令和6年度には合計24件の苦情があり、大気汚染の割合は全体の37.5%を占めております。

表 公害苦情件数の推移

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
R2年度	14件 (43.8%)	2件 (6.2%)	9件 (28.1%)	1件 (3.1%)	6件 (18.8%)	0件 (0.0%)	32件 (100%)
R3年度	11件 (37.9%)	3件 (10.3%)	7件 (24.1%)	1件 (3.4%)	6件 (20.7%)	1件 (3.4%)	29件 (100%)
R4年度	7件 (18.9%)	2件 (5.4%)	11件 (29.7%)	1件 (2.7%)	16件 (43.2%)	0件 (0.0%)	37件 (100%)
R5年度	10件 (35.7%)	1件 (3.6%)	4件 (14.3%)	2件 (7.1%)	10件 (35.7%)	1件 (3.6%)	28件 (100%)
R6年度	9件 (37.5%)	5件 (20.8%)	5件 (20.8%)	0件 (0.0%)	5件 (20.8%)	0件 (0.0%)	24件 (100%)

※「その他」・・・光害、土砂の散乱 など

表 令和6年度公害苦情の地域別内訳

地区名	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
昭和地区	4	2	1		1		8
長浦地区	2	2	1		1		6
根形地区							0
平岡地区	1		2		3		6
中富地区	2	1	1				4
臨海地区							0
合計	9	4	5	0	5	0	24

3-3. 地球温暖化対策 ～地球環境を思いやるまち～

(1) 再生可能エネルギー等の活用

本市では、住宅用の脱炭素設備を導入する方に補助金を交付し、家庭生活に起因する温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。

また、事業用太陽光発電設備の導入における近隣トラブルなどのリスクが懸念されるため、「袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」により、事業者による自主的で適正な設置や管理を促しています。

ア 燃料電池システム（エネファーム）

燃料電池システム（エネファーム）は、ガスと空気から電気を作り、その熱でお湯を沸かす、エネルギー効率の高い家庭用のシステムです。

本市では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギー利用の効率化を推進するため、平成25年度の10月から住宅用燃料電池システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

表 燃料電池システム（エネファーム）設置補助金 年度別交付件数

年度	H29まで	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	249	56	30	19	10	16	9	10

イ 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）

定置用リチウムイオン蓄電システムは、主に太陽光発電システムで余剰に発電した電力をためて、昼の電力需要ピーク時や災害時などに使用できるシステムです。

本市では、平成27年度から定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

表 定置用リチウムイオン蓄電システム設置補助金 年度別交付件数

年度	H29まで	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	44	28	61	77	66	73	68	57

ウ 窓の断熱改修

建物の窓は、夏場の熱の流入や、冬の熱の流出の主な要因であるため、窓を断熱改修することで、冷暖房の効率が上がり、省エネ効果につながります。

本市では、令和3年度から既存住宅の窓を断熱窓に改修する方に対し、補助金を交付しています。

表 窓の断熱改修 年度別交付件数

年度	R3	R4	R5	R6
件数	1	6	15	14

エ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H充放電設備

電気自動車は、走行時に二酸化炭素を排出しないため、太陽光発電などの自然エネルギーから電源を得ることで、地球温暖化対策を進めることになります。

また、V2H充放電設備は、平常時に太陽光発電設備からの電気を電気自動車に利用できるほか、災害時に電気自動車に蓄えた電力を住宅で利用できる設備です。

本市では、電気自動車の購入及びV2H充放電設備の設置に対する補助金を令和4年度から開始し、令和5年度からはプラグインハイブリッド自動車(以下、「PHEV」)を対象としました。

表 電気自動車・PHEV・V2H 年度別交付件数

年度	R4	R5	R6
電気自動車件数	8	11	13
PHEV 件数	—	1	4
V2H 件数	2	5	2

※ 住宅用太陽光発電システム

太陽光を利用して電気を発生させる太陽光発電システムは、環境にやさしい経済的な発電システムです。

蓄電池や電気自動車等に対する補助金交付の際に、太陽光発電システムの設置を条件としています。

(2) 温室効果ガスの削減

市では、地球温暖化防止のために、袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画により、市の事務事業における節電の実施や燃料使用量の削減に努めています。

また、2050年カーボンニュートラルの達成に向けた新たな地球温暖化対策として、令和6年3月に「袖ヶ浦市カーボンニュートラル宣言」を表明するとともに、新たな地球温暖化対策実行計画を作成しました。

表 市の事務事業における年度別温室効果ガス総排出量（単位：t-CO₂）

年度	H25 (基準年度)	R2	R3	R4	R5	R6
温室効果ガス総排出量	10,157	7,800	7,553	7,617	7,501	7,064
基準年度に対する増減率	—	△23.2%	△25.6%	△25.0%	△26.1%	△30.5%

(3) 気候変動による影響への適応策の推進

今後、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。温室効果ガス排出量を削減するとともに、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応策を同時に推進する必要があります。

本市においては、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日に、市民に対し注意喚起のメールを配信する取り組みや、ポスターの掲示等を通してクールビズの周知を図るとともに、庁内においてもクールビズを実践しています。

また、令和5年度においては、気候変動によって現在生じており又は将来予測される被害を回避・軽減するため、地球温暖化対策実行計画に包含する形で気候変動適応計画案を作成しました。（※令和6年6月策定）

3-4. 廃棄物対策 ～環境にやさしい循環型社会を形成するまち～

(1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化

これまで、3Rの取組進展や各種リサイクル法等の法的基盤整備等により最終処分量の削減が実現されてきた一方、今後、世界規模で資源制約が強まると予想されることから、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化・リサイクルの推進に加え、廃棄物等を貴重なエネルギーや資源と捉えることで、天然資源の消費抑制を図る必要性が生じています。

A 資源回収

市では、ごみステーションでの資源物収集のほかに、住民の自主的なごみ資源化活動を促進しています。

○資源回収自治会事業（自治会回収）

資源回収活動の活性化のため、自治会を通じて、より多くの市民が資源回収に参加できるよう、資源回収自治会事業を平成5年10月から実施しています。

この事業では、空き缶（アルミ、スチール）、ガラスびん（無色、茶色、他の色）、古紙（新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、紙パック）、古布類、ペットボトル、廃食用油の資源物を各家庭で分別して、週1回自治会内に設置する資源回収場所に排出していただき、市の委託業者が回収しています。

また、事業に参加する自治会には、行政と市民の連携を図るため、廃棄物減量等推進員を1名委嘱し、資源の分別指導や、回収場所の管理等を行うことで資源回収事業の実効性を高めています。

○資源回収活動推進助成金交付事業（団体回収）

市民のごみ処理に対する認識を高めるとともに、ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源回収活動を実施した自治会、PTA、子供会、婦人会等の団体に対し、収集した資源の量に応じて1kg当たり4円の助成金を交付する資源回収活動推進助成金交付制度を、昭和61年度から設けています。

表 資源回収の推移

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
自治会回収 参加自治会数	113	113	114	115	115
自治会回収量 (トン)	1,353	1,380	1,318	1,224	1,168
団体回収量 (トン)	499	534	537	514	453
資源回収合計 (トン)	1,852	1,914	1,855	1,738	1,621
助成金(千円)	7,393	7,632	7,463	7,000	6,518

イ 使用済小型家電リサイクル制度

小型家電に含まれる鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属資源の循環的利用を図るため、対象となる使用済小型家電13品目を選別し、適正なリサイクルを実施する認定事業者へ引き渡す使用済小型家電リサイクル制度を平成26年10月から実施しています。

【使用済小型家電の出し方】

- ピックアップ回収 燃せないごみの指定袋に入れてごみステーションに出してください。ただし、「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン」、「補助記憶装置」は個人情報保護のため、ピックアップ回収の対象外です。
- ボックス回収（無料） 市役所北庁舎1階エレベーター前、長浦交流センター1階ロビー、平川交流センター1階ロビーに設置された専用の回収ボックスに入れてください。なお、投入できる小型家電の大きさには制限があります。
- 持ち込み回収（無料） クリーンセンターに持ち込んでください。
- イベント回収（無料） 公民館まつりなどのイベントにて市が直接回収します。

表 小型家電リサイクル対象品目一覧

No.	対象品目
1	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン ※ごみステーションでは回収できません
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
5	映像用機器（DVDプレイヤー、ビデオテープレコーダーなど）
6	音響機器（CDプレイヤー、ICレコーダー、補聴器など）
7	補助記憶装置（ハードディスクなど） ※ごみステーションでは回収できません
8	電子書籍端末
9	電子辞書、電卓
10	理容用機器（ドライヤー、電動歯ブラシなど）
11	ゲーム機（据置型、携帯型ゲーム機など）
12	カー用品（カーナビ、カーオーディオなど）
13	これらの付属品（リモコン、ACアダプタなど）

表 使用済小型家電回収量の推移

単位：トン

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
使用済小型家電	50	41	42	36	30	32

ウ 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度

生ごみは、通常「燃せるごみ」として処理していますが、水分含有率が高く燃焼効率が悪いので、処理をするには環境に多大な負荷がかかります。

本市では各家庭で生ごみを自家処理し、ごみの減量化を図ることができる生ごみ肥料化容器の普及を推進するため、助成金交付制度を実施しています。

現在は、様々な生ごみの自家処理方法が確立されていますので、生ごみの自家処理に挑戦してみたい方は、お気軽にクリーンセンターにご相談ください。

表 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の実績

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
生ごみ肥料化容器 助成基数	7	37	27	26	8
生ごみ肥料化容器 助成金額（円）	18,700	80,300	47,000	59,500	21,000
機械式生ごみ処理機 助成基数	22	34	28	31	38
機械式生ごみ処理機 助成金額（円）	363,300	637,100	584,500	663,400	774,200

エ ごみ減量化・資源化協力店制度

簡易包装の推進や買い物袋の持参運動など、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化・資源化協力店」として認定することによって、消費者と販売店との相互協力によるごみ減量化・資源化運動を促進しようとするもので、平成7年10月から実施しています。

オ 剪定枝粉碎機の貸し出し

家庭や事業所の生垣などの剪定枝を自家処理していただき、ごみの減量化を図ることを目的として、剪定枝の粉碎機の貸し出しを行っています。

剪定枝を粉碎してできたウッドチップは肥料や、ガーデニングのマルチング、庭の敷材等に利用し、ごみの資源化・減量化を図ることができます。

カ 雑がみ回収ボックスの設置

紙類は、本市の家庭から出るごみの中でも大きな割合を占めています。

燃せるごみとして捨てられている「雑がみ」を分別・リサイクルすることにより、ごみの量を大幅に減らすことができます。

市では、可燃ごみとして捨てられている「雑がみ」の削減及び資源化の推進のため、雑がみ回収ボックスを市役所北庁舎1階エレベーター前、長浦交流センター1階ロビー、平川交流センター1階ロビーに設置しています。来庁された方はどなたでもお使いいただけるようになっておりますので、紙類の減量化・資源化にご協力ください。



キ 子ども服リユースの実施

布類は、紙類と同様に家庭から出るごみの中でも大きな割合を占めています。

市では、ごみの減量化・資源化を推進するため、子ども服等のリユースイベント「ガウラの古着屋さん」を期間限定で開催いたしました。

今後も布類の減量化・資源化を推進するため、イベントを開催して参ります。

【開催概要】

開催期間（全2回実施）

（第1回）令和6年 6月17日～28日

（第2回）令和7年 2月17日～28日

開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター 2階

来場者数 1,321名 （全2回の合計）

持ち帰り点数 11,889点

寄贈者数 528名

寄贈点数 14,446点



ク リサイクル率

令和6年度に袖ヶ浦市で発生した資源回収事業を含むごみ及び資源物の総量20,261トンのうち、資源回収事業により直接リサイクルされたものが1,621トン、クリーンセンターで分別後リサイクルされたものが1,451トン、KCSにて生成したメタル及びスラグが1,981トン、合計5,053トンがリサイクルされ、総排出量に対するリサイクル率は24.9%となりました。

表 ごみ総排出量に対するリサイクルの割合

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
リサイクル率	26.7%	25.7%	25.0%	24.5%	24.9%

3R型ライフスタイルのポイント

ごみや資源を取り巻く課題に理解と関心を深め、生活の一部として3R【リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)】に取り組み、ごみを出さない生活を目指す3R型ライフスタイルへの転換を図りましょう。

①ごみを出さない生活を心がけましょう

- 買った食材を使い切ることや、食べ残しを減らす食生活を目指しましょう。
- 使い捨て商品や過剰包装のものは、なるべく買わないようにしましょう。
- 買い物袋を持参し、レジ袋を買わないようにしましょう。
- マイボトルの使用や、詰め替え商品の購入により容器包装を削減しましょう。
- 長く使えるものを買ひ、修理して使うなど、ものを大切にしましょう。
- 捨てる前に、リユースや修理して使えないか検討しましょう。
- 再生素材を利用した製品や再利用可能な商品を積極的に購入しましょう。
- ものを修理してくれる事業者や環境に配慮した売り方をする事業者を積極的に利用し、支援しましょう。

②不用物は資源化を図りましょう

- 紙ごみは、できる限り資源物として排出しましょう。
- 地域や学校で資源回収を積極的行いましょう。
- 生ごみ肥料化容器等の利用により、生ごみの堆肥化に努めましょう。

③ごみは適正に処分しましょう

- ごみ出しのルールを順守しましょう。
- 無許可の不用品回収業者は、回収後の不用品が、適正に処理されない可能性があるため、利用してはいけません。
- 利用するごみステーションはお互いが協力して清潔に維持管理しましょう。
- ごみの自家焼却、野焼き行為、不法投棄は絶対に行いません。
- 地域での不法投棄や不適正処理がないか、市民の目でも監視しましょう。
- 自己所有地に不法投棄されないよう、日頃から見回りを行いましょう。

(2) 廃棄物等の適正処理の推進

廃棄物は、日常生活によって生じるごみやし尿及び浄化槽汚泥などの（家庭系）一般廃棄物と、会社や個人事業など事業活動に伴い生じる廃棄物のうち、廃プラスチック類・がれき類などの産業廃棄物、産業廃棄物以外の（事業系）一般廃棄物に大別されます。

一般廃棄物については、市の定める一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬し、中間処理及び最終処分することとなりますが、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるため、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図ります。

また、一般廃棄物のうち、し尿及び生活雑排水については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を図ります。

表 一般廃棄物排出量の推移

単位:トン

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
家庭系ごみ	15,418	14,913	14,626	14,060	13,925
事業系ごみ	4,889	5,018	4,881	4,727	4,715
ごみ排出量	20,307	19,931	19,507	18,787	18,640
資源回収量	1,852	1,914	1,855	1,738	1,621
総排出量	22,158	21,845	21,362	20,526	20,261

ア ごみの適正処理に関する制度

(ア) ごみ指定袋制度

経済的な動機付けを活用したごみの減量化・資源化の促進を図るため、平成13年7月から「燃せるごみ」「燃せないごみ」の排出は、指定袋による有料化制度を導入しています。

【ごみ指定袋制度の目的】

○排出抑制や再生利用の推進

ごみ指定袋制度（ごみ処理の有料化）を導入することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、ごみの排出量の抑制が期待できます。

○費用負担の公平化の確保

ごみ排出量に応じた手数料を、ごみ指定袋を購入することにより負担していただくことで、ごみ排出量の多い排出者と、少ない排出者との費用負担の公平化を図ります。



○市民の意識向上

ごみ指定袋制度の導入により、ごみの排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、ごみの発生が少ない商品の選択や資源となるものを分別していくなどの意識の向上を図ります。

表 ごみ指定袋の販売価格（ごみ処理手数料）一覧

指定袋の種類	大きさ・容量	販売価格
燃せるごみ専用	20リットル	110円
	30リットル	130円
	40リットル	160円
燃せないごみ専用	20リットル	110円
	30リットル	130円
	40リットル	160円

※販売価格は10枚単位、税込価格です。

（イ）粗大ごみ有料化制度

ごみ指定袋制度と同様に、経済的な動機付けを活用したごみの減量化・資源化の促進を図るため、平成25年10月から粗大ごみ有料化制度を導入しています。

粗大ごみ（指定袋に入らない大きさのごみ。ただし、市で処理できないものは除く。）は、戸別収集（定額制）またはクリーンセンターへの持ち込み（従量制）によることで、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化を図っています。

表 粗大ごみ処理手数料一覧

区分	単位	手数料
戸別収集	1品目につき	500円又は1,000円
クリーンセンター自己搬入	10キログラムにつき	100円

イ ごみ処理の状況

市内で発生するごみは、全国的に容器包装の軽量化が進んだことや、家庭ごみの減量化・資源化の推進、また、事業所における紙等の資源物分別の徹底などにより、平成18年度をピークに減少傾向にあります。平成25年度は、粗大ごみ有料化制度開始に伴い一時的に増加し、その後、令和元年度は台風の影響により増加しましたが、近年は減少傾向にあります。

表 一人1日あたりのごみ総排出量

単位:グラム

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
袖ヶ浦市	948	933	915	890	849	841
千葉県平均	905	894	880	867	—	—
全国平均	918	901	890	880	851	—

※千葉県平均及び全国平均は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」より引用

(ア) ごみの収集

本市では、家庭から発生するごみについて、平成25年10月から「燃せるごみ」、「燃せないごみ」、「有害ごみ」、「資源物」、「粗大ごみ」として分類（資源物についてはさらに細分化）し、このうち「粗大ごみ」を除くものについては、約1,850箇所のごみステーションで収集しています。

また、事業所から排出される一般廃棄物は、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託、又は自らが直接クリーンセンターへ持ち込む方法により搬入されます。

表 家庭ごみの分別区分と収集頻度

区分		収集場所	収集頻度
燃せるごみ		ごみステーション	週3回
燃せないごみ		ごみステーション	週1回
有害ごみ		ごみステーション	月1回（第4週）
粗大ごみ		各家庭（戸別収集）	必要の都度
		袖ヶ浦クリーンセンター（持込）	必要の都度
資源物	ガラスびん	ごみステーション	週1回（同一曜日）
	空き缶類	ごみステーション	
	ペットボトル	ごみステーション	週1回（同一曜日）
	古布類	ごみステーション	
	古紙	ごみステーション	

(イ) ごみの処理

クリーンセンターに搬入されたごみのうち、可燃物はごみ積み替え施設に集積され、大型車両に積み替えてKCSへ搬送しています。

不燃ごみや資源物等については、市の粗大ごみ処理施設において選別・破碎を行っています。

令和6年度は、17,567トン进行KCSに委託処理するとともに、資源物1,451トンをリサイクルしました。

また、KCSでは、溶融処理により生成されるメタル323トン、スラグ1,659トンをリサイクルし、処理により発生する溶融飛灰969トンは、民間最終処分場にて埋立処分しました。

表 KCSにおけるごみ焼却量、溶融生成物及び溶融飛灰発生量(本市分) 単位:トン

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ごみ焼却量	19,028	18,938	18,268	17,744	17,567
メタル発生量	756	425	300	298	323
スラグ発生量	1,808	1,728	1,664	1,572	1,659
溶融飛灰発生量	759	697	616	420	969

※し尿処理施設から発生する脱水汚泥の量を含む

ごみ出しのルール

◆決められた方法で出しましょう

燃せるごみ・燃せないごみは、必ず袖ヶ浦市の「指定ごみ袋」で出してください。
また、必ずお住まいの地域で決められたごみステーションに出してください。

◆ごみステーションはきれいに使いましょう

ごみステーションは、場所を提供してくださった人や、地域で管理をしている人たちに支えられていますので、お互いが協力して、清潔に保ちましょう。

◆決められた収集日の朝8時までに出しましょう

ごみは収集日の朝8時までに出してください。公衆衛生上、前日のごみ出しはしないでください。収集日は、お住まいの地区の「ごみカレンダー」でご確認ください。

◆ごみステーションに出せないごみ

①引っ越しや大掃除の際、または庭木の剪定枝など一時的に出る多量のごみ

一時的に出る多量のごみは、クリーンセンターに自己搬入するか、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼してください。

②事務所、商店、飲食店などの事業所のごみ

事業所から発生するごみは家庭用のごみステーションには一切出せません。事業系一般廃棄物は市の処理施設に自己搬入するか、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼してください。※産業廃棄物は別途適正に処理してください。

③粗大ごみ・市では処理できないごみ

粗大ごみの処理は戸別収集又はクリーンセンターへ自己搬入となり、ごみステーションへ出すことはできません。粗大ごみを戸別収集する場合は、「粗大ごみ処理券」が必要です。

また、産業廃棄物や法律でリサイクルすることが指定されているものなどは、市では処理できませんので、指定のリサイクル方法や専門業者を通して処分してください。

「ごみと資源物ガイドブック」のご案内

袖ヶ浦市では、ごみの分別や出し方をまとめたガイドブックを作成しており、令和2年12月に改訂版を作成しました。市のホームページでは、電子データもダウンロードできますので、ご覧いただき資源化・減量化にご協力ください。

「ごみカレンダー」をご利用ください

ごみをいつ出せば良いか一目でわかる「袖ヶ浦市ごみカレンダー」を配布しています。市のホームページでダウンロードもできますので、ぜひご利用ください。

ごみカレンダー配布場所：袖ヶ浦クリーンセンター、市役所環境管理課、
平川交流センター、長浦交流センター

(ウ) ごみのリサイクル（再掲）

令和6年度に袖ヶ浦市で発生した資源回収事業を含むごみ及び資源物の総量20,261トンのうち、資源回収事業により直接リサイクルされたものが1,621トン、クリーンセンターで分別後リサイクルされたものが1,451トン、KCSにて生成したメタル及びスラグが1,981トン、合計5,053トンがリサイクルされ、総排出量に対するリサイクル率は24.9%となりました。

表 ごみ総排出量に対するリサイクルの割合

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
リサイクル率	26.7%	25.7%	25.0%	24.5%	24.9%

(エ) ごみ処理の費用

令和6年度における本市における1トン当たりのごみ処理費用（ごみ収集委託、粗大ごみ戸別収集委託、ごみ処理施設等運転管理費、KCS中間処理委託費、最終処分委託費）は、約50,100円となり、市民一人当たりには換算すると年間約15,400円の費用がかかっています。

【君津地域広域廃棄物処理事業】

君津地域広域廃棄物処理事業とは、4市が共同でごみ処理を委託する事業であり、広域的にごみを集めることにより再生利用を容易とするとともに、ごみ焼却施設の集約化による効率的な熱回収を可能としています。また、事業の安定性・継続性、民間活力の最大限の活用との観点から、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市の4市と民間3社が出資する第3セクター方式の「株式会社かずさクリーンシステム（以下、「KCS」）」を平成10年12月に設立、平成14年4月に一部供用開始し、平成18年4月からは資源物等を除き、ごみ全量の間接処理を委託しています。

ウ 生活排水処理の状況

市内で発生するし尿及び生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿のみ）などで処理されています。

し尿及び浄化槽汚泥は、市のし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等前処理し、希釈処理を行い、袖ヶ浦市下水道終末処理場へ投入しています。

し尿等積み替え施設で発生したきょう雑物及び脱水汚泥は、定期的にかずさクリーンシステムへ搬出し、ごみ処理と併せて再資源化处理（溶融スラグ化）を行い、発生した沈砂等は、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場に搬入しています。

（ア）し尿等の処理状況

汲み取り式のトイレや仮設トイレから収集するし尿（生し尿）や、浄化槽から発生する汚泥（浄化槽汚泥）の処理量は次のとおりです。

表 し尿等の排出量

単位：トン

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
生し尿処理量	2,061	2,113	1,473	1,413	1,312
浄化槽汚泥処理量	10,120	10,297	10,534	10,638	11,586
合 計	12,181	12,410	11,997	12,051	12,898

（イ）浄化槽設置状況

浄化槽は、単独処理（し尿だけを単独で処理する浄化槽）と合併処理（し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽）に分けられ、公共下水道や農業集落排水と併せて、生活排水の処理を行い、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。なお、浄化槽法等の改正により、平成13年度から単独処理浄化槽が設置できなくなりました。

表 浄化槽設置基数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度※
合併処理浄化槽	141	129	145	106	57

※令和6年度11月末現在の設置基数

（ウ）合併処理浄化槽設置補助事業

し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽設置補助金制度を平成3年4月から開始しました。

補助対象となるのは、単独処理浄化槽あるいは汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換、または高度処理型合併処理浄化槽の新規設置です。

また、補助対象区域は、下水道認可区域、農業集落排水処理計画区域及び工業専用地域等を除く地域が対象となります。

表 合併処理浄化槽設置補助実績

	R2年度まで	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
補助基数	1,150	25	18	17	12
補助金額（千円）	510,729	8,424	6,018	5,268	4,686

(エ) 生活排水処理施設設置補助事業

住宅の周辺に放流先がなく、生活雑排水を地下浸透させている地域においても、快適な住環境の整備及び地下水の汚濁の防止を図るため、蒸発拡散装置等の設置者を対象とした生活排水処理施設設置補助金制度を平成4年4月から実施しています。

補助対象区域は、下水道認可区域、農業集落排水処理計画区域並びに工業専用地域及び準工業地帯等を除く地域が対象となります。

表 生活排水処理施設設置補助実績

	R2年度まで	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
補助基数	113	0	0	1	0
補助金額（千円）	22,510	0	0	200	0

エ 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち法律で定められた20種類の廃棄物のことです。このうち、特に管理の必要なものを特別管理産業廃棄物と定めています。

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。したがって、その処理は排出事業者が自ら実施するか、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託して実施しなければなりません。

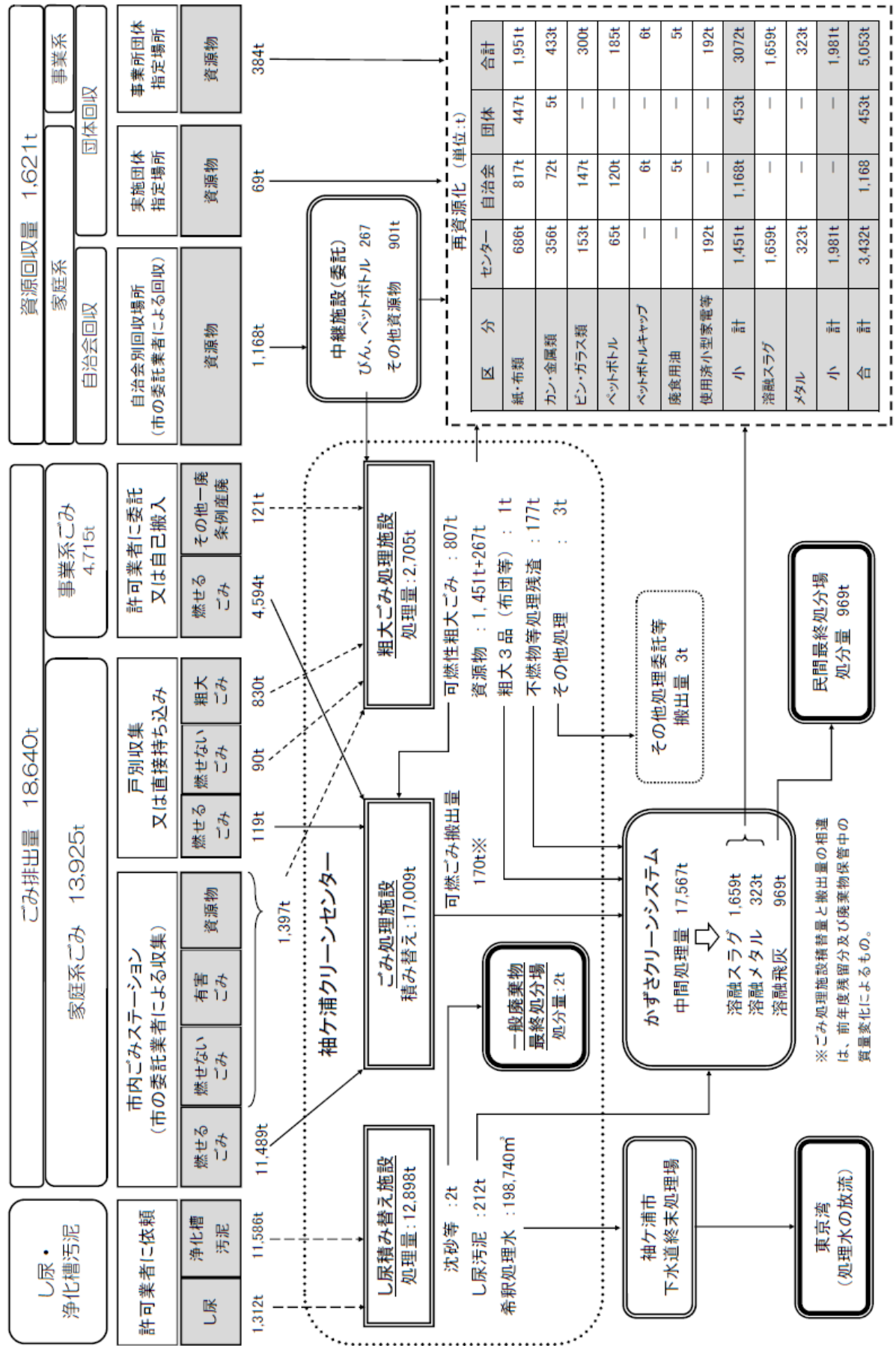
産業廃棄物は、その処理に特別な技術を要することが多いため、廃棄物の種類に応じて分別・収集運搬・中間処理・最終処分(埋立)の各処理段階において基準が設けられています。

また、産業廃棄物のうち、廃油・金属くず・廃材等は資源の有効利用のため再生又は他製品の原材料の一部として積極的に再生利用されています。

オ その他廃棄物等の適正処理について

市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物については市が、産業廃棄物については排出事業者と処理業者が廃棄物の処理を適正に行うよう徹底を図る必要があり、そのための情報発信や必要な対策を行うほか、老朽化している廃棄物処理施設の適切な更新や広域処理体制の構築に向けた検討を行う必要があります。

令和6年度 ごみ及びし尿処理フロー



(3) 廃棄物の不法投棄への対策・ポイ捨てへの対策

廃棄物は家庭ごみから産業廃棄物まで多種多様であり、それぞれに適正な処分方法が定められていますが、不法投棄する行為が後を絶ちません。

廃棄物等の不法投棄は、水質や土壌の汚染等を引き起こすだけではなく、人や動植物に深刻な影響を与えることがある重大な犯罪です。

また、廃棄物等のポイ捨ては、自然界に蓄積し、マイクロプラスチックとなり、海洋汚染の大きな要因となっています。

市では、ポイ捨てや不法投棄対策として、環境美化推進員や不法投棄監視員を委嘱し活動を行っていただくとともに、日々のパトロールや監視カメラの設置により監視強化を図っており、不法投棄が発生した場合には、警察の協力を仰いで行為者の調査を行っています。

なお、不法投棄は行為者が特定できれば早急に撤去するよう指導していますが、行為者が判明しない場合には土地を管理すべき土地所有者に責任と費用負担が及びます。

○ポイ捨て防止活動

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身に付けた主体的に行動できる人材の育成が重要です。そのためには、環境学習等の一人ひとりが環境に対する意識を育む活動をより一層支援する必要があります。

「長浦駅周辺ポイ捨て防止活動」

とき	10月31日
場所	長浦駅周辺
参加者	109人
ごみ収集量	70kg
※袖ヶ浦駅周辺の周辺ポイ捨て防止活動は雨天により中止	



不法投棄を防ぐために

不法投棄は悪質巧妙化し、予想もしなかった場所に投棄されることがあります。行為者の特定も難しいため、自らの土地に不法投棄されないよう、以下の事を心がけてください。

- ①遊休地は定期的に見回り、草刈や柵を設置し、荒らさないようにする。
- ②道路が整備され、夜間の人通りが少ない場所は、住宅地でも特に注意する。
- ③資材置場などあいまいな用途で、安易に土地を貸さない。
- ④土地を貸す際は、不明な点や必要な手続きは行っているのか等の確認を書面で行う。

※ 不法投棄を放置しているとさらに悪化するおそれがあるため、早めの対応が重要です。発見したらすみやかに通報してください。

(4) 建設発生土・再生土への対策

首都圏では、都市化の進行や再開発に伴い各種の公共事業や民間工事が展開され、多くの建設残土が発生しています。

本市は、東京湾に面するという地理的特性を有しているため、都心部の建設発生土が土砂運搬船により、東京都や神奈川県から本市の臨海部に運ばれてきます。

また、東京湾アクアラインや館山自動車道等を利用すると、都心から1時間程度で行くことができるアクセスの良さから、市内の半分以上を占める台地・丘陵地帯の山林や谷地形の遊休地等に大量の建設発生土が埋め立てられています。

市では、汚染土壌による埋立てや崩落等の災害を防止するため、平成10年に「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、市内で300平方メートル以上3,000平方メートル未満の土地への土砂等の埋立て行為もしくは一時たい積行為を行う場合には事前に許可（3,000平方メートル以上は県許可）が必要となっています。

条例では、埋立て行為等を行う場合には、有害物質が含まれていないか発生元で事前に調査することや、崩落等の危険性がないか埋立ての構造を書面で提出することとなっています。

また、無許可埋立てや汚染土壌の持込がないように、市では警察OBを土砂等対策指導員として採用し、市内のパトロールを実施しています。



表 土砂等埋立て事業許可件数

年度	市許可(小規模埋立て)		県許可(特定事業)	
	埋立て事業	一時たい積	埋立て事業	一時たい積
R2年度	4件	7件	4件	0件
R3年度	9件	6件	1件	0件
R4年度	13件	6件	2件	1件
R5年度	8件	6件	1件	0件
R6年度	9件	7件	4件	0件

違法埋立て行為を防ぐために

土砂等の埋立て行為は適正に実施されればよいのですが、無許可で埋め立てる、産業廃棄物を混ぜるなど不適正な土砂を持ち込む、許可量を大幅に超えて埋め立てるなど、悪質な事例が発生することがあります。

一度埋立て行為が行われた土砂は簡単に撤去できず、土砂が雨水の流れを止めてしまう、隣接地まで土砂が流出するなど大きな問題となる場合があります。

近年では、遊休農地等に目をつけた事業者などが、言葉巧みに埋立て行為の話を持ちかけてくるケースが多発しています。

埋立て行為に同意する場合は、自分の土地がどのように埋め立てられるのか申請内容を確認するとともに、許可後も作業を定期的に監視することが必要です。

3-5. 環境啓発 ～市民参加による環境保全活動を推進するまち～

(1) 環境に関する情報発信

本市では、環境調査等の調査結果を積極的に公表するとともに、各種広報媒体を通して環境情報の提供等の啓発活動を継続的に実施しています。

- 市ホームページによる環境調査結果等の公表
- 広報誌への環境特集の掲載
- 市民会館まつりにおける環境啓発活動の実施
- カーボンニュートラル アクションフェア袖ヶ浦を開催

(2) 環境学習・環境教育の推進

市民一人ひとりが人間と環境の関わりについて理解を深め、環境に配慮した行動をとるべく、本市では、環境学習等の機会として各種講座等を実施しています。

令和6年度は、「自然散策会」を2回、「暮らしと環境を考える講座」を4回開催するなど、市が実施する講座等に多くの方々が参加していただいています。

「第1回自然散策会」

と き 11月16日
場 所 しいのもり
参加者 10名

「第2回自然散策会」

と き 3月15日
場 所 しいのもり
参加者 25名



「暮らしと環境を考える講座」

第1回 1月18日 21名
第2回 1月25日 20名
第3回 2月20日 15名
第4回 3月 8日 20名

「袖ヶ浦クリーンセンター 施設見学」

見学団体 4団体
延べ人数 239人



(3) 協働による環境保全活動の推進

本市では、地域の環境美化を目的とした市内一斉清掃や臨海地区清掃等を実施するとともに、PTA活動と自治会による資源回収活動等を実施しています。

臨海地区清掃は、臨海地区の企業の皆様の協力により令和6年度は年4回、道路周辺の清掃を実施しました。

市内一斉清掃は、市民のみなさんにより、5月及び11月に、市内全域を対象として道路、公園、ごみステーション周辺等の清掃を実施しました。

「臨海地区清掃」

とき 5月29日、9月18日
11月13日、2月19日

場所 臨海地区

参加団体 延べ340事業所

ごみ収集量 2.72t





「市内一斉清掃」

とき 5月26日
11月17日

場所 市内全域

参加者 30,000人

ごみ収集量 52.27t

(4) 市民等による環境保全活動への支援

市民による自発的な環境保全活動を促進するため、市では環境保全活動を行う団体等に対し支援を行っています。

○美化活動への支援

市民が行うごみ拾いなどの美化活動について、ごみ袋の支給とゴミの受け入れを行っています。

表 ごみ拾いボランティアの活動日数

	R5年度	R6年度
活動日数	42	37

◆ 補助金制度 ◆

環境保全関係補助金制度

（令和7年4月1日現在）

名 称	内 容	補 助 金 等	担当課	備 考
合併処理浄化槽設置事業補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対して、事業に要する経費の一部を補助する。	し尿及び生活排水を併せて処理する50人槽以下の合併処理浄化槽で人槽に応じ300千円から963千円を限度とする。	廃棄物対策課	（注）工事着工前に申請を行い、決定が通知されてから工事に着手してください。（予算内先着順）
生活排水処理施設設置事業補助金	生活排水の放流先がない地域において、快適な住環境の整備及び地下水の汚濁防止を図るため、生活排水処理施設を設置する者に対して、経費の一部を補助する。	生活排水処理施設の設置に対する経費の2分の1の額とし、200千円を限度とする。	廃棄物対策課	（注）工事着工前に申請を行い、決定が通知されてから工事に着手してください。（予算内先着順）
資源回収活動推進助成金	ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源の回収活動を実施した団体に対して、助成金を交付する。	対象となる資源は、繊維類、紙類、金属類、びん類、缶類、ペットボトル及び廃食用油で、助成金は1kg当たり4円とする。	廃棄物対策課	予算内先着順
生ごみ肥料化容器等購入設置助成金	一般家庭から排出される生ごみ減量対策の一環として、生ごみ肥料化容器等の購入者に対して、経費の一部を補助する。	購入額の2分の1の額とし、生ごみ肥料化容器1基につき3千円（2基/1世帯まで）、機械式生ごみ処理機は1基につき25千円（1基/1世帯まで）を限度とする。	廃棄物対策課	予算内先着順
保存樹木等助成金	自然環境の適正な保全を図るため、保存樹木等の所有者がその樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成する。	幹回りが1.5m以上、高さが15m以上で美観上優れ、健全に育成されている樹木について、1本当たり年額1千円を助成する。 面積が500m ² 以上で健全に育成されている樹林について、1m ² 当たり年額3円を助成する。	環境管理課	
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	家庭における地球温暖化対策の推進及び電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、経費の一部を補助する。	自ら居住する住宅に新たに住宅用省エネルギー施設を設置する方に対し補助金を交付する。 エネファームについては100千円を限度とする。 定置用リチウムイオン蓄電システムについては70千円を限度とする。 窓の断熱改修については、補助対象経費の4分の1の額とし、80千円を上限とする。 電気自動車・プラグインハイブリッド車については、10万円（V2H充放電設備を併設する場合においては15万円）を限度とする。 V2H充放電設備については、補助対象経費の10分の1の額とし、25万円を上限とする。 ただし、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車については、住宅用太陽光発電システムが設置されているか、同時に設置すること。 窓の断熱改修については、設置する住宅の建築工事が完成していること。	環境管理課	（注）工事着工前に申請を行い、決定が通知されてから工事に着手してください。（予算内先着順）



◇トウキョウサンショウウオ◇

袖ヶ浦の環境 令和7年版

発行年月 令和7年8月

編集発行 袖ヶ浦市環境経済部

〒299-0292

袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話 0438(62)3404